6　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7　「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8　植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア．環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ．使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

9　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ．マニュアルやリカバリＣＤ等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表　電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64本以上		3.1
	８本以上64本未満		0.079
	４本以上８本未満	16ギガバイト以上	0.071
		16ギガバイト未満	0.068
	４本未満	16ギガバイト以上	0.053
		４ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.039
		２ギガバイト以上４ギガバイト未満	0.024
		２ギガバイト未満	0.016
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	２本以上４本未満	６ギガバイト未満	0.027
	２本未満	２ギガバイト以上６ギガバイト未満	0.0048
		２ギガバイト未満	0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		１ギガバイト以上６ギガバイト未満	0.0026
		１ギガバイト未満	0.0022

備考）1　「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2　「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が１秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3　「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4　「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む）であって、主記憶容量が６ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が４本未満のものをいう。

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－３　プリンタ等

⑴　品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式のプリンタにあっては、表３に示された区分ごとの基準。 エ．インパクト方式のプリンタにあっては、表４に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては、表５－１に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては、表５－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。